

## 意見募集(再意見募集を含む。)要領

## 1 意見募集対象

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙2）
- ・周波数割当計画の一部を変更する告示案（別紙3）
- ・電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第18条第1項第2号の規定に基づき、4,900MHzを超え5,000MHz以下又は5,030MHzを超え5,091MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める告示案（別紙4）
- ・平成19年総務省告示第362号（5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案（別紙5）

## 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課において閲覧に供します。

## 3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

## (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## (2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5889 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データの送付をお願いする場合があります。

## (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：fix-micro\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 宛て

※ メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします。

コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますようお願いの程よろしく願います。

やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### 4 意見提出期限

平成24年1月19日(木)午後5時(必着)(郵送の場合も、同日付け必着)

#### 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつては、その名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「5GHz帯無線アクセスシステムの海上利用に係る省令等改正」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。